

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|------|------|--------------------|------------------|---|--|---|
| 1 | 195 | メモリアルホール運営 | 生活環境部つくばメモリアルホール | 葬儀における通夜、告別式、法事に係る葬祭業務及び火葬業務を執り行う。 | 斎場（葬祭式場、火葬場、待合及び法要施設）の貸館業務等の運営及び施設・設備の維持管理 | 防火扉及び防火シャッターの点検をし、動作確認及び不具合を確認することができた。不具合は令和3年度に修繕する。 |
| 2 | 614 | つくば市環境審議会運営事業 | 生活環境部環境政策課 | 環境保全に関する条例や計画の策定、改廃の際に内容や原案について調査審議するため。 | つくば市環境審議会開催日程の調整、会議資料の作成を行う。 | 今年度は環境審議会の開催はなかったが、来年度の委員改選に向けて分野間のバランスを検討した上で構成案を作成した。 |
| 3 | 615 | つくば市環境白書作成事業 | 生活環境部環境政策課 | つくば市の環境の状況、環境保全に関する施策の実施状況を広く市民や事業者公表するため。 | 前年度のつくば市の環境に関するデータやつくば市環境基本計画にある関連施策の進捗状況について、関係各課から取りまとめて作成し、ホームページにて公表する。 | 第2次つくば市環境基本計画の実績や市内の現況をもとに令和元年度版環境白書を作成した。 また、今年度から第3次つくば市環境基本計画の運用が始まったため、それに合わせて次年度の構成案を作成した。 |
| 4 | 616 | 環境基本計画進行管理事業 | 生活環境部環境政策課 | 目指すべき将来像「豊かなつくばの恵みを未来につなぐ持続可能都市」の実現に向けて、環境施策の実効性を確保するため。 | 第3次環境基本計画に掲げる関連施策に該当する事業の目的・目標について、関係各課に事業進捗管理調査票の提出を依頼し維持管理を行う。 | 年度当初に進行管理の目的や環境基本計画に実績を転記することを考慮した上で環境基本計画の進行管理表を作成した。また、6月に環境基本計画掲載事業の主管課に対して、令和2年度の事業計画の作成を依頼し、環境管理委員会で事業計画の確認を行った。10月には、事業計画の中間実績の報告を事業主管課に対して行った。 |
| 5 | 617 | つくば市役所環境負荷低減事業 | 生活環境部環境政策課 | つくば市役所が行う事務事業からの環境影響を継続的に少なくするため。 | 課長級、出先機関の長級、新規採用職員を対象として環境法令、地球温暖化対策に関する研修を行う。また、グリーン購入を推進することで間接的な環境影響を小さくする。 | コロナウイルスの影響を考慮して、7月に動画配信形式で各課の長及び出先機関の長を対象として、環境法令遵守と地球温暖化対策に関する研修を実施した。また、10月に新規採用職員向けの環境法令遵守及び地球温暖化対策に関する研修を実施した。 |
| 6 | 618 | クリーンエネルギー機器等購入補助事業 | 生活環境部環境政策課 | 機器設置費用の一部を補助することで、クリーンエネルギー機器を普及させ、家庭部門におけるCO2排出削減を図り地球温暖化防止に寄与する。 | クリーンエネルギー機器等の購入者を対象に、補助金を交付する。 | クリーンエネルギー機器設置及びクリーンエネルギー自動車購入者に対し、補助金を交付したことにより普及促進に貢献することができた。 補助実績蓄電池：174件、燃料電池：56件、電気自動車等：15件 |
| 7 | 619 | 新エネルギー等普及促進事務 | 生活環境部環境政策課 | 市民の環境配慮活動の意識啓発を推進し、学んだ内容を市民や事業者が実生活や事業活動で実践することにより、地域の温室効果ガス排出の抑制を図る。 | 地球温暖化対策のためには、温室効果ガスの排出が少なく、環境への負担が少ない新エネルギーの導入が必要不可欠であるため、茨城県内の次世代エネルギーパーク見学会を開催することにより、企業等の最先端のエネルギーの取組を市民に体験していただき、環境意識の啓発を図る。 | 新型コロナウイルス感染症防止の観点から、バスを利用した施設見学であること、見学施設の受入れ人数が制限されていたことから事業を中止した。 |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|------|------|------------------------|------------|--|---|--|
| 8 | 620 | つくば環境スタイルサポーターズ事業 | 生活環境部環境政策課 | 環境に関するイベント等の啓発活動を行うことにより、つくば環境サポーターズ会員を中心とした市民の環境意識の向上を図る。 | つくば環境スタイルサポーターズ会員を中心に、ニュースレターやSNS等 での環境関連情報の提供や環境に関するイベントを実施する。（提供する事業：筑波山自然環境教育事業、グリーンカーテンキャンペーン、エコドライブ、小野川・桜川探検隊、エコ・クッキングなど。） | サポーターズニュースを発行した。（5月、7月、10月、11月、3月） グリーンカーテンコンテストを実施した。（10月） サポーターズ新規加入者は132名 サポーターズ会員数は9,958名 |
| 9 | 621 | E V等普及促進事業 | 生活環境部環境政策課 | E V等の低炭素車への転換を促し、自動車の走行に伴う温室効果ガス排出を抑制する。 | 市域におけるE Vの利便性の向上を図るため、市内3箇所（つくば市役所、筑波交流センター、萁崎交流センター）に設置した急速充電器の適切な管理を行う。 | 市内3箇所の（つくば市役所、筑波交流センター、萁崎交流センター）の急速充電器の継続的な維持管理を実施した。令和2年度の急速充電器の利用件数は、6,267件であった |
| 10 | 622 | コミュニティ型低炭素モデル街区整備事業 | 生活環境部環境政策課 | 市域の低炭素化を図るとともに、低炭素社会づくりを先導する。 | 環境配慮型住宅の整備やH E M Sを通じたエネルギーの可視化などを行う 低炭素モデル街区を形成し、成果を発信することで、低炭素まちづくりの面的な普及促進を図る。 つくば市低炭素（建物・街区）ガイドラインに基づく認定事業を行い、補助要項に沿って補助金を交付する。 | 低炭素ガイドラインに基づく補助金交付件数 ・戸建レベル2：2件 ・戸建レベル3：81件 |
| 11 | 623 | 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）推進事業 | 生活環境部環境政策課 | つくば市役所の全ての事務事業活動によって排出される温室効果ガスの排出量を削減する。 | 職員研修の実施、「環境配慮手順書」に基づき温室効果ガス排出削減の取組を行い「プログラム確認表」で半期ごとに進捗管理を行う。 公共施設の省エネ化を図るために設備改修を行う。 | 大穂庁舎、谷田部交流センターにおいて、環境省の補助金を活用して、空調の省エネ改修を行った。 なお、改修後は年間CO2削減量88.7T-CO2を見込んでいる。（費用が発生するLED照明の改修等は難しかったが、タイマー設定の見直し等運用面での改善にはつながった。） |
| 12 | 624 | 資源物集団回収奨励金の交付 | 生活環境部環境衛生課 | 資源物の有効活用推進と市民のリサイクル意識の高揚を図る。 | 資源物集団回収を行った自治会や子供会等の団体に対して、回収量に応じた奨励金を交付し、ごみの減量や3Rの推進を図る。 | 事業の広報活動により、多くの団体を登録することができた。 |
| 13 | 625 | 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）推進事業 | 生活環境部環境政策課 | 市域における地球温暖化対策を推進し、温室効果ガス排出量を削減するため。 | つくば3Eフォーラムや企業、大学・研究機関、他自治体、県などと連携して、組織を超えた関係者による事業の検討、研究、企画等を進めて、つくば市域における地球温暖化対策を誘導する。 また、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗管理を行う。 | 温室効果ガス排出抑制策として、宅配再配達抑制及びカーシェアリングについて、事業者ヒアリングを行い、つくば市域における課題を把握した。計画掲載の各事業について管理表による進捗状況の管理を行った。また、外部委員による進捗管理懇話会のコアメンバーを決定した。 |
| 14 | 626 | 筑波山自然環境教育事業 | 生活環境部環境政策課 | 市内の身近な自然環境について学ぶ機会を提供し、豊かな自然環境の保全に対する意識の向上を図る。 | 筑波山の植物や水環境、山ろく部の自然環境及び市の中心部に残る森林等について知る機会や市内の豊かな自然を保全する意義を考える機会を提供するため、自然環境に関する観察会等を開催する。 | 令和2年度の前期は、新型コロナウイルス感染症防止のため事業を中止し、10月、11月に実施した。3月にも経済部ジオパーク室との連携事業として計画していたが、荒天のため中止とした。 ・第1回（10/3）参加者：23名、第2回（11/22）参加者：18名、第3回（3/13）荒天のため中止 |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し 番号 | 事業 番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|----------|----------|------------------|------------|--|--|---|
| 15 | 627 | つくば市環境マスター育成事業 | 生活環境部環境政策課 | 地域社会における環境活動のリーダー的役割を担う人材を育成する。 | 令和2年度は、新規マスターの育成事業から、既存のマスター認定者の活用事業へシフトした。 マスター認定者が市の環境事業（湧水マップ改定、生物多様性戦略策定）に関わることにより、マスター認定者の活動の場を広げることで、環境活動のリーダー的役割を担う後押しをする。 | 環境政策課が所管する湧水マップ改定事業、環境保全課が所管する生物多様性戦略策定事業の調査等を実施する部会を発足し、マスターの活躍する場を提供できた。 |
| 16 | 628 | つくば環境フェスティバル事業 | 生活環境部環境政策課 | 子どもから大人までが参加可能な環境イベント等とおして、事業者や市民の環境配慮活動の意識啓発を推進する。 | 市民団体、研究機関、行政等が公開する様々な環境に関する活動について、来場者を楽しみながら学ぶ機会をつくるため、フェスティバルの企画立案及び運営を実施する。 | 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症防止のため中止とした。 |
| 17 | 632 | 墓地等経営許可事業 | 生活環境部環境保全課 | 墓地等の経営許可及び経営許可の平衡を行う。墓地の適正な管理を行う。 | 霊園墓地、寺院墓地、共同墓地等の新規・拡張・廃止の許可を行う。 墓地経営者・管理者変更届等の受理を行う。 | 墓地等の経営者、管理者、所在地、面積等の変更・訂正をすることで墓地台帳が適正に管理することができた。 |
| 18 | 634 | 高度処理型合併浄化槽補助事業 | 生活環境部環境保全課 | 一般家庭に対する高度処理型合併処理浄化槽の普及促進を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する。 | 高度処理型合併処理浄化槽の設置費の補助を実施する。 | 補助事業により、高度処理型合併浄化槽の普及を進めることができ、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止が図られた。 |
| 19 | 635 | 水質保全事業 | 生活環境部環境保全課 | 霞ヶ浦及び牛久沼に流入する河川等の水質汚濁の防止及び河川環境の保全を図ることを目的とする。 | つくば市水質監視員による月2回以上の河川等の巡視活動を行う。 | 水質監視員による月1回以上の河川巡回報告（495回）、定期的な水質検査により、河川状況を監視し、ごみの発見等の異常があった際に適切な対応を行うことにより、河川の水質保全に努めた。 また、8月・3月に桜川、10月に谷田川にてつくば市水質浄化対策推進協議会と連携し、ごみ拾いを行うことで、河川環境の向上に努めた。 |
| 20 | 636 | 生活排水路浄化施設の維持管理事業 | 生活環境部環境保全課 | 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する。 | 浄化施設の年間維持管理を行うことにより、施設の機能を十分に発揮させる。 沈砂・土砂・浮遊物質の除去 スクリーン・ポンプ類の点検（毎月） | 施設の修繕により適切な水質が保全され、公共用水域の水質保全に寄与した。 |
| 21 | 637 | 簡易水道・小規模水道事業 | 生活環境部環境保全課 | 非公営水道が適正に維持管理され、継続的に安心して安全な水の提供がなされるように支援を行うこと。 | 指導・助言及び補助等の支援を行う。 水質検査：上水道未整備地区1/4、上水道整備済地区1/10 上水道未整備地区のみ補助 塩素消毒液：1本（20リットル）あたり900円。1組合の上限100本 施設の修繕費：修繕費、本体価格の1/2。上限5万円 水中ポンプ：本体購入費の1/10。上限7.5万円 井戸掘削：井戸の掘削1mにつき1千円。上限10万円 | 各給水組合に維持管理に関する補助金を交付することにより、円滑な水道事業の運営を図ることができた。水質検査結果から、基準値超過した各組合に対し、管理指導を実施し改善に努めた。今後も、施設の維持管理や水質管理の知識の向上を目指し、指導を継続していく。 |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|------|------|------------------|------------|---|---|---|
| 22 | 639 | 空き地等の適正管理啓発・指導事業 | 生活環境部環境保全課 | 空き地及びその周辺地域の環境を保全し、市民の安全及び健康の維持に寄与することを目的とする。 | 雑草の繁茂した空き地の適正管理について指導、助言を行う。 所有者等が自ら所有する土地について適正な管理ができない場合、所有者の申し出により業者を斡旋し、雑草除去を行う。 | 雑草繁茂改善率が昨年度86%から今年度72.4%に低下した。理由としては、今年度から市内パトロールを実施し、不適正空き地の発見に努めたことで、改善率のベースとなる不適正空き地の件数が増大したため、改善率の低下に至った。 |
| 23 | 640 | 環境美化推進事業 | 生活環境部環境保全課 | 快適な市民生活の確保に寄与する。 | 環境美化活動（ごみ拾い等）を行う個人・団体に対し、清掃用具（ごみ袋・軍手・火ばさみ）の支給、傷害保険の加入等の支援を行うことで、自発的な環境美化活動を推進する。 市と事業者が計画する環境美化活動へ市民が参加することで、環境美化意識の啓発を図る。 以上のような市・市民・事業の連携した環境美化活動により、快適な市民生活の確保を目指す。 | きれいなまちづくり実行委員会の開催…5月・12月・1月を除き、毎月1回企画会議を開催。本年度は新型コロナウイルス感染予防のため、一般参加等の募集は行わず、委員会の会員団体による公園補修やごみ拾い活動を年4回開催。 ボランティア活動者数…6,040人 |
| 24 | 641 | 上水道整備補助事業 | 生活環境部環境保全課 | 旧筑南水道企業団が施行した水道整備事業で、当時借り入れた企業債借入れ分相当額を一般会計から補助する。 | 旧筑南水道企業団が施行した水道整備事業で、当時借り入れた企業債借入れ分相当額を一般会計から補助する。 | 上水道事業の健全な財政運営に寄与できた。 ・統合前水道に係る統合前の簡易水道の建設改良に関する出資金、補助金…7,224,073円 ・水道未整備地域の新規整備事業及び北部地域の低水圧対策事業に係る幹線整備及び面整備に要する経費 出資金…381,700,000円 |
| 25 | 642 | 公害対策推進事業 | 生活環境部環境保全課 | 市民の健康被害防止及び生活環境の保全を図る。 | 公害法令に基づく届出受理・審査事務、立入検査・指導等を行う。 法定受託事務である常時監視、本市の政策及び施策に資する一般環境調査（地下水調査等） 公害紛争処理法に基づく苦情処理（相談、調査、指導、助言）を行う。※ただし、廃棄物関係を除く。 公害防止に係る「公害防止協定」、「公害防止確認書」、「実験安全委員会」等の運用、調整を行う。 | 公害法令の施行及び公害防止組織の形成・推進事業を適切に実施した。公害苦情解決率が令和元年度から低下しているが、みどりの地区の悪臭問題が継続しているためである。 また、環境調査結果等を市民に公表することにより、市内環境の現況を周知し、環境問題・環境汚染に対する啓発、意識高揚を図ることができた。 |
| 26 | 643 | 放射線対策事業 | 生活環境部環境保全課 | 市域の空間放射線量の低減化、放射線測定及び広報活動による市民の安全・安心確保を目的とする。 | 主に除染事業、空間放射線量率・食品放射線の測定事業等を行う。 | 学校等の公共施設における空間放射線量が低下し、安定していることを再確認した。 |
| 27 | 645 | 廃棄物の処理の適正化に関する事業 | 生活環境部環境衛生課 | 職員の知識の向上を図り、茨城県と廃棄物の処理の適正化について連携をとる。 旧町村最終処分場跡地の適正管理をする。 | 茨城県清掃協議会主催の研修会や視察に参加する。 茨城県廃棄物処理施設の設置に係る事前審査要領に基づいて、関係各課の意見をとりまとめ茨城県に提出する。 旧町村最終処分場跡地の水質検査を実施する。 | コロナ禍の影響により、茨城県の研修会及び視察等が実施されなかった。 |
| 28 | 646 | 管路輸送施設の管理事業 | 生活環境部環境衛生課 | 平成20年度末で事業廃止となった管路輸送施設（管路輸送センター及び管路投入口）を適正に管理する。 民地に埋設された市所有管について撤去する。 | 管路輸送施設及び敷地植栽の管理を行う。 民地に埋設された市所有管について協議する。 | 管路輸送施設を適正に管理することにより、安全性の確保や周辺環境を良好な状態に保つことが出来た。 |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|------|------|-------------------------------|------------|---|--|--|
| 29 | 647 | 家庭ごみ収集事業 | 生活環境部環境衛生課 | 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。 | 一般家庭及び公共施設から分別排出される一般廃棄物（ごみ）を収集し、クリーンセンターへ運搬する。 補助金額：設置費用の1/2（補助限度額50,000円） | 市民の生活環境を良好に保つことができた。また、ごみ飛散のない集積所（ダストボックス等）の設置を進めることができ、公衆衛生の向上を図ることができた。 |
| 30 | 648 | 犬等死骸処理事業 | 生活環境部環境衛生課 | 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。 | 道路等公共用地で発見された動物の死骸を回収し、処理する。 | 迅速に回収処理することにより、公衆衛生を良好な状態に保つことができた。 |
| 31 | 649 | 市内一斉清掃事業 | 生活環境部環境衛生課 | 市民の環境美化意識を高めることにより、ポイ捨て行為を抑制する。 | 原則、毎年6月と12月の第1日曜日に、各区会で道路脇にポイ捨てされたごみの清掃活動を行う。 活動を推進させるため区会等への周知を行う。 | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業実施なし。 広報つくば及び区会回覧等で事業中止を周知した。 |
| 32 | 650 | 不法投棄ごみ処理事業 | 生活環境部環境衛生課 | 不法投棄されたごみを撤去することで、良好な生活環境を保持するとともに、再発を防止する。 | 区会や土地所有者と連携して、不法投棄物の撤去作業を行う。 再発防止のため、警告看板の設置、促進と防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロールを行う。 区会等の不法投棄撲滅のための周知啓発を行う。 | 不法投棄の撤去315件、15,454kg（2月末時点） 不法投棄禁止看板配布400枚 不法投棄物を迅速に撤去し、清潔に保つことにより、良好な生活環境を保持することができた。 |
| 33 | 651 | 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する事務 | 生活環境部環境衛生課 | 生活環境の保全、災害の防止、市民の安全の確保 | 土砂等の埋立て等に関し適正な指導、監視及び許可事務を行う。 | 良好な生活環境確保のため、条例等に基づき指導等を行った。また、警察官OBによる土砂埋立て等指導員が、市内を巡回し、無許可による埋立て等に厳しく対応し、市として毅然とした対応することができた。 |
| 34 | 652 | ごみ減量推進事業 | 生活環境部環境衛生課 | 地球温暖化や天然資源の枯渇を防止するとともに、処理施設・最終処分場の不足解消を目的とする。 | ごみの出し方カレンダーを作成し、市内全戸にポスティングで配布 当該年度におけるごみの排出量の見込みと処理主体等を定めて公表 日量平均100kg以上の事業系ごみ排出事業者に対し、一般廃棄物の発生抑制及び適正処理について指導 「いばらき食べきり協力店」の飲食店数を増やすためPRを行う。 | 令和3年度版ごみの出し方カレンダーを全戸配布した。ごみ分別アプリの登録者が1万件を超えることができた。多量排出事業者に対し、減量化計画を提出させ、減量化向上について指導を行った。搬入検査を行い、許可業者に対して分別の徹底を指導した。 |
| 35 | 653 | 環境教育事業 | 生活環境部環境衛生課 | リサイクルへの関心を高め、将来、循環型社会の構築に資する。 | 環境教育の一環として、リサイクル工場見学会や牛乳パック回収事業を実施し、子供たちの環境に対する意識向上に努める。 | コロナ禍により、リサイクル工場見学会が中止となり、牛乳パックの回収量も減少した。 |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し 番号 | 事業 番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|----------|----------|------------------------|------------------|---|---|--|
| 36 | 654 | リサイクル推進事業 | 生活環境部環境衛生課 | 資源物の有効活用と市民のリサイクル意識の向上を図る。 | ごみの減量や3Rの推進を図るため、3Rニュースを発行し、市民意識の啓発につなげる。 | 家庭からのごみ減量を推進することができた。 |
| 37 | 655 | リサイクルセンター整備事業 | 生活環境部環境衛生課 | 循環型社会の構築に資する。 | リサイクルセンター建設に向け必要とされる業務を円滑に遂行する。 | 令和2年（2021年）11月にサステナスクエア内に資源化施設を竣工した。 |
| 38 | 656 | 可燃ごみ焼却処理施設維持管理事業 | 生活環境部サステナスクエア管理課 | 可燃ごみ処理施設において、可燃ごみを安全かつ安定的に焼却処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保する。 | 市内から排出された可燃ごみをサステナスクエアに搬入し、可燃ごみ処理施設にて処理するとともに、サステナスクエアから発生する残渣の適切な処分を図る。 | 最終処分埋立処分量：10,450.78T、資源化量：745.59T、埋立処分委託料：291,346千円、資源化委託料：25,965千円 可燃ごみの処分を適切に行うとともに、サステナスクエアから排出される残渣について、適切な埋立処分及び資源化処理を行うことにより、市民の公衆衛生に対して重要な役割を果たした。 |
| 39 | 657 | 可燃ごみ処理施設の発電・売電事業 | 生活環境部サステナスクエア管理課 | サステナスクエア可燃ごみ処理施設の焼却炉から発生する余熱を利用して、蒸気を発生させ、タービン発電機による発電を行う。 | ・焼却炉の余熱で発電した電力を可燃ごみ処理施設場内で使用し、余剰電力を電力会社に売電する。 ・H21年度から長期包括的運営管理委託業務を実施し、余剰電力の売電額の3分の1を分配金として委託業者へ支払う。 | 発電電力量26,169,073kwh・場内使用電力量9,804,168kwh 売電電力量16,513,308kwh・売電電力料金150,766千円 可燃ごみ処理施設の安定的な運転及び発電を実施することができた。 |
| 40 | 658 | 粗大・不燃ごみ処理施設維持管理事業 | 生活環境部サステナスクエア管理課 | リサイクルセンターにおいて、粗大、不燃、資源及び有害ごみを安全かつ安定的に処理することにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保する。 | 市内から排出された粗大、不燃、資源及び有害ごみをサステナスクエアに搬入し、リサイクルセンターにて処理後、有価物を適正に資源化する。 ※粗大ごみ13t/5h、不燃ごみ13t/5h、かん類4t/5h、びん類9t/5h、ペットボトル4t/5h、有害ごみ1t/5h、プラスチック製容器包装16t/5h | 乾電池搬出量：38,900kg、蛍光管搬出量：12,430kg、スプリングベッド搬出量：21,370kg 有害ごみ等の処理を適正に行い、市民の公衆衛生の向上に対して重要な役割を果たした。 |
| 41 | 659 | 施設から発生した有価物の売却・リサイクル事業 | 生活環境部サステナスクエア管理課 | 回収された資源ごみ等を処理し、有価物として資源化することにより、環境負荷の低減及び市の歳入の確保を図る。 | 有価物の売却とリサイクルビン（白、茶、その他）、ペットボトル→（財）日本容器包装リサイクル協会等へ再商品化を委託 アルミ、鉄類、紙類、古布等→3か月ごとに入札によって業者に売却 | アルミ、鉄類、紙類、古布等：54,694千円（歳入）、 ペットボトル：7,309千円（歳入）計：62,003千円（歳入） びん、容器包装プラスチック：468千円（歳出） 循環型社会を実現するため適正な分別を行い、再資源化を推進した。 |
| 42 | 660 | し尿処理施設維持管理事業 | 生活環境部サステナスクエア管理課 | し尿処理施設を適切に管理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保する。 | サステナスクエアし尿処理施設の維持管理（運転管理を除く。） 処理能力：50kl 処理方式：好気性消化処理方式 | 修繕件数（各種ポンプ・配管等）：13件、修繕料：1,301千円、工事件数（各種ポンプ・電極等）：8件、工事請負費：6,058千円 不具合箇所の修繕等を適切に行うことにより、施設を正常に稼働し、市民の健康で快適な生活を図った。 |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|------|------|---------------------|------------------|---------------------------------------|--|--|
| 43 | 661 | 生ごみ処理器等購入費補助金交付 | 生活環境部環境衛生課 | 家庭から排出される生ごみの自己処理を推進し、生ごみの減量化を図る。 | 家庭から排出される生ごみの自己処理を推進する。 生ごみ処理容器を購入した市民に対し交付要綱に基づき補助金を交付する。 [コンポスト式補助率1/2、1世帯2基まで、上限20,000円] [電気式生ごみ処理機補助率1/2、1世帯1機まで、上限20,000円] | 家庭からの生ごみ排出の減量化を推進することができた。 |
| 44 | 662 | し尿処理事業（サステナスクエア南分所） | 生活環境部サステナスクエア管理課 | 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保する。 | し尿処理施設の維持管理 処理能力70kl/日 処理方式好気性消化処理方式 | し尿処理施設を適正に運営するため、計画的に修繕工事を実施した。 |
| 45 | 663 | 無線設備保守管理事業 | 生活環境部上下水道総務課 | 災害時等に必要な通信手段を確保する。 | これまで無線設備の点検及び必要な修繕をしてきましたが、IP無線への切替えにより今年度は旧設備機器の撤去を行うものです。 | 法改正の適用を受けず無線従事者免許が不要な「IP無線」への切替えが完了したことで、災害発生時等に備えた通信手段を存続させることができた。 |
| 46 | 664 | 水道業務職員研修事業 | 生活環境部上下水道総務課 | 水道技術職員や企業会計事務職員の育成及び資質向上 | 厚生労働省、日本水道協会、日本経営協会等が主催する水道技術職員や企業会計事務職員を養成するための水道事業特有な研修に参加させる。 | 研修の参加人数を指標として、これまで毎年目標を上回る成果を上げてきましたが、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、予定されていた研修会のほとんどが中止になり、本事業の目標を今回は達成できなかった。（研修会参加内訳：配管設計講習会1名、舗装技術講習会2名、漏水調査及び修繕実務研修1名、資金運用入門研修1名、市町村水道事業担当者研修会1名） |
| 47 | 665 | 資金運用事務 | 生活環境部上下水道総務課 | 元金の安全性を確保しながら余剰資金を運用することによる利息の確保 | 余剰資金を定期預金で運用する。 | 運用利率は年利0.05%から0.04%へ減少したが、9月から2月までの期間は資金に余裕が生まれることから、積立額を前年度より1億円増額し利息収入の確保に努めた。令和2年度における定期貯金運用による利息収益は、192,295円であった。（令和元年度の定期預金運用収益は、191,545円） |
| 48 | 666 | 例月出納検査に関する事務 | 生活環境部上下水道総務課 | 水道事業会計等の適正な執行 | 業務に係る公金の収納及び支払事務について、監査委員より検査を受ける。 | 監査委員からの指摘事項は特になかった。 |
| 49 | 667 | 企業会計システム運用事務 | 生活環境部上下水道総務課 | 企業会計の適正な運用管理 | 企業会計システム一式を賃借し、会計処理、固定資産、棚卸資産管理等の処理を行う。 | 会計システムに関する改善要望をまとめ、システム委託業者に依頼し一部改修することができた。 |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し 番号 | 事業 番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|----------|----------|--------------------|--------------|---|---|--|
| 50 | 668 | 事務機器の管理事業 | 生活環境部上下水道総務課 | 事務機器の効率的運用 | 複写機及びシュレッダーの賃貸借・保守契約により機器を使用する。 | 事務機器の効率的な運用が図れた。 |
| 51 | 669 | 公用自動車管理事業 | 生活環境部上下水道総務課 | 公用自動車の効率的運用 | 公用車の車検及び点検修理、保険加入等を行う。 | 適切な維持管理により、トラブルの未然防止が図れた。 |
| 52 | 670 | 鉛給水管交換工事費支援対策事業 | 生活環境部水道業務課 | 鉛給水管には人体に有害な影響を与える作用が含まれており、鉛給水管交換工事を行うことで、安全な水の供給を図ることができる。 | 配水管との分岐箇所から第1バルブまでの間の鉛給水管を対象とし、鉛給水管交換工事費用の2分の1に相当する額を助成する。（限度額：10万円） | 4件の鉛給水管交換工事に対して助成出来たことで、安全な水の供給が図れた。 |
| 53 | 671 | 給水台帳データ構築事業 | 生活環境部水道業務課 | 申請から工事完成までの給水装置に関する情報を電子データ化することにより、わかりやすく正確な台帳システムによる情報提供及び給水装置に関する問合せ等の対応を迅速に行う。 | 従来の紙ベースによる台帳図、給水装置工事完成図書、地番図、市販地図等を基に台帳システム用に地理情報、各種文字属性情報を加えて電子データ化し、給水台帳管理システムを構築する。 | 給水台帳管理システムが令和元年度の情報に更新されたことで、台帳閲覧者に対して、最新の情報提供が可能となり、問合せ等にも迅速な対応が可能となった。 |
| 54 | 672 | 給水装置工事設計審査申請に関する事務 | 生活環境部水道業務課 | 給水装置工事申請の審査、水道加入金等の納付書発行、納付確認、給水装置工事承認書発行及び竣工検査等の事務処理を正確かつ迅速に実施し、滞りなく市民に対して水道水の供給を行う。 | 給水装置工事設計審査承認、加入金の徴収 国・県道道路占用許可の申請、工事竣工検査 その他給水装置工事に関連する事務全般 | 年間を通し、2,400件を超える給水装置工事申請書に対し滞りなく的確に事務を行ったことで、円滑に安心・安全な市民への水道水の供給ができた。 |
| 55 | 673 | 上下水道料金徴収業務委託事業 | 生活環境部水道業務課 | 上下水道料金徴収業務を民間委託することにより、市民サービスの向上を図るため。 | 窓口対応、電話等による受付、水道開閉栓、検針、調定、認定、メーター管理、その他上下水道料金徴収業務を包括的に民間委託する。 ※行政改革アクションプラン「18上下水道料金等徴収業務委託」、「39水道料金の滞納額の縮減」該当事業 | 健全な水道事業運営に寄与するとともに、更なる市民サービスの向上が図られた。 令和2年度収納金5,002,395千円 |
| 56 | 674 | 水道メーター検満修理・引換事業 | 生活環境部水道業務課 | 適正な計量の実施を確保し、正確な料金請求をする。 | 法定検定期間（8年）の満了前に新しい水道メーターに交換する。 | 正確な検針と水道水の安定供給を確保するとともに、経営の安定化に貢献することができた。 |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|------|------|---------------------|---------------|---|--|---|
| 57 | 675 | 上水道加入促進事業 | 生活環境部水道業務課 | 多くの市民に安全で安心な上水道加入を推進する。 | 毎年全国規模で開催される「水道週間」を中心に、市民に上水道について理解を深めてもらう。 ホームページにて上水道の安全性や情報の発信を行う。イベント事業に参加し、アンケートにて上水道の意識調査を行う。 上水道に関する住民説明会において、水道水の安全性などをPRする。 ※行政改革アクションプラン「62上水道への加入促進」該当 | 住民整備要望説明会を水堀地区、谷田部遠見塚地区で開催し、安全で安心な上水道加入の啓発が図られた。 まつりつくばでの加入促進イベント（今年度は中止） |
| 58 | 676 | 上水道施設新設事業 | 生活環境部水道工務課 | 安全安心な水道水の供給 | つくばエクスプレス沿線開発事業の進捗に合わせて施設整備の実施 水道未整備地区からの要望を基に施設整備の実施 上水道未整備地区の幹線整備の実施 | 上水道の供給範囲が広がったことにより、配水管を整備した沿線住宅の8割以上が給水管の引込を実施し、上水道の利用者が増えた。 |
| 59 | 677 | 上水道管路修繕事業 | 生活環境部水道工務課 | 水道の安定供給及び水道施設の機能を確保する。 | 配水管等の漏水及び弁室・弁筐等の破損等、緊急に対応しなければならない事態が発生した際に、あらかじめ請負単価契約を締結している緊急工事業者を選定し、速やかに修繕工事を実施する。 | 漏水時の断水等の被害を回復し、安定した水道の供給ができた。また、早期の修繕工事着手により二次被害および騒音や振動等の被害を未然に阻止することができた。 |
| 60 | 678 | 上水道管路改良事業 | 生活環境部水道工務課 | 水道の安定供給及び水道施設の機能を確保する。 | 管路改良実施整備計画及び現状（漏水頻度及び出水不良の苦情等）をもとに、実施設計を実施し、配水管布設替等の工事を行う。 | 管路改良実施整備計画等に基づいた老朽管の布設替え工事を実施したことで、漏水や濁水の発生を減らし、安定供給が図れた。 |
| 61 | 679 | 配水場等施設の維持管理及び運転管理業務 | 生活環境部水道監視センター | 安全な水道水を常に安定的に供給する。 | 水道法第24条の3の規定に基づき、浄配水場施設の運転管理等業務を委託する。 | 業務受託者との共通認識が向上し、運転管理に関する監督・指導が円滑に出来た。 |
| 62 | 680 | 水質検査事業 | 生活環境部水道監視センター | 水道利用者が安心して飲用できるよう、常に安全で良好な水質であることを確認する。 | 水道法及び水道法施行規則の規定に基づく項目、頻度等により水質検査を実施することで、水道水が水質基準に適合していることを確認する。 | 水道法及び水道法施行規則の規定に基づく検査項目と頻度により水質検査を実施し、その検査結果が水道水質基準を超過したことはなく、総合計画の基本施策である「安全で安定した生活用水の供給」の目的を達成した。 |
| 63 | 681 | 配水場内施設修繕工事業 | 生活環境部水道監視センター | 安全な水道水を常に安定的に供給する。 | 配水場の設備機器の故障や異常発生時等に修繕を行う。 | 修繕体制を整え維持してきたことで、配水場等の設備機器の故障や異常発生時に、速やかな修繕を実施し、安定的な水道水の供給が行えた。 |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し番号 | 事業番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|------|------|--------------------|------------|--|---|---|
| 64 | 946 | 家庭用廃食用油リサイクル事業 | 生活環境部環境衛生課 | 家庭から排出される廃食用油を再利用することで、資源の有効活用を推進するため。 | 市施設、スーパー等に設置した回収ボックスに市民が持込んだ廃食用油を回収する。 回収した油は精製し、アルカリ触媒法によりバイオディーゼル燃料に精製され、サステナスクエア内公用車で軽油の代替え燃料として使用する。 | 家庭用廃食用油のリサイクルを促進した。また、BDF燃料を使用することにより地球温暖化に寄与した。 |
| 65 | 1001 | 動物愛護関連事業 | 生活環境部環境保全課 | 狂犬病の蔓延を防止及び撲滅、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進、殺処分や苦情等件数の減少 | 茨城県獣医師会の協力を得て、市内48箇所に狂犬病予防注射を実施補助金申請により、犬猫の避妊去勢手術を行う市民に対し補助金を交付 | 集合注射による狂犬病予防接種を開催し、法律で定められた飼い主の義務の履行の場を提供することができた。 犬及び猫の無秩序な繁殖を抑制し、周囲に対する危害及び迷惑防止を図ることができた。 |
| 66 | 1003 | 鳥獣保護及び有害鳥獣被害防止対策事業 | 生活環境部環境保全課 | 野生鳥獣の保護、狩猟に係る銃器等の適正使用による市民生活の安全確保、有害鳥獣による生活被害等の防止 | 鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃猟）の指定に係る連絡調整、及び申請を行う。 野生鳥獣の保護、及び特定外来生物の捕獲を実施する。 | 茨城県へのアライグマ引き渡し頭数243頭 |
| 67 | 1071 | 管路建設改良事業 | 生活環境部下水道課 | 市民の安全で快適な生活環境の確保及び公共水域の水質汚濁の防止 | ・事業計画地内の設計委託および工事の施工 | テレビカメラ調査委託上横場地区外、古来地区外、北条地区外総延長L = 28,151m 幹線管渠新設工事新田地区外総延長L = 5,477m 実施設計業務真瀬新田地区外L = 3844.5m 管渠長寿命化更新工事天王台地区外2箇所L = 399.19m公共樹設置工事270箇所 |
| 68 | 1072 | ポンプ場建設改良事業 | 生活環境部下水道課 | 市民の衛生的環境保全のため、施設の安全性を確保する。 | ・中継ポンプ場、マンホールポンプ施設の改築更新。 | 下水道施設の適切な維持管理及び修繕工事により、安全確保及び生活環境の向上が図られた。 日本下水道事業団との協定：ポンプ場建設工事（改築更新）委託に関する協定（下横場、南） 委託業務：小田橋中継ポンプ場（浸水対策設計、用地測量） 交換工事：ポンプ（大曽根）、吐出弁（天宝喜）、仕切弁（天宝喜、蓮沼）、無停電電源装置（葛城） |
| 69 | 1073 | 雨水建設改良事業 | 生活環境部下水道課 | 都市部の雨水浸水被害から市民及び財産を守る。 | ・雨水調整池及び都市下水路の改修 | 梅ヶ丘地区実施設計業務委託 VUφ600L = 177.7m 蓮沼川都市下水路災害復旧工事L = 50m |
| 70 | 1074 | つくばエクスプレス関連公共下水道事業 | 生活環境部下水道課 | 公共下水道を整備することで、市街化を促進し、市民の安心安全な生活環境の確保と、河川や湖沼等の公共用水域の水質保全を図る。 | 島名福田坪地区及び上河原崎中西地区土地区画整備事業に伴う公共下水道事業の受委託に関する協定を茨城県と締結し、島名福田坪地区及び上河原崎中西地区土地区画整理事業に伴うつくば市公共下水道事業の建設工事等を推進する。 R2年度当初予算額：1,910,000,000円 R2年度変更予算額：1,779,329,000円 R2年度協定額：1,217,030,000円（現年分：415,871,200円） R元年度繰越協定額：562,299,000円 | 茨城県との令和2年度受委託協定を締結し、島名・福田坪地区（汚水9.5ha、雨水11.3ha）、上河原崎・中西地区（汚水19.6ha、雨水22.8ha）の整備を進めており、市民の良好な生活環境の保全に寄与することができた。 |

令和2年度事務事業一覧（事務事業マネジメントシートから一部抜粋）

| 通し 番号 | 事業 番号 | 事務事業名 | 課名 | 事業の目的 | 事業の概要 | 成果 |
|----------|----------|-------------------|------------------|---|---|--|
| 71 | 1077 | 下水道業務職員研修事務 | 生活環境部下水道経営室 | 下水道技術職員や企業会計事務職員の育成及び資質向上 | 日本下水道協会、日本経営協会等が主催する下水道技術職員や企業会計事務職員を養成するための下水道事業特有な研修に参加させる。 | 今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、予定されていた研修会のほとんどが中止になり目標を達成できなかった。 |
| 72 | 1078 | 資金運用事務 | 生活環境部下水道経営室 | 下水道事業の業務に係る公金を安全かつ有利な管理運用することによる利息の確保 | 余剰資金を定期預金で運用する。 | 7月から1月までの期間は資金に余裕が生まれることから、積立額3億を定期貯金運用し、利息収入の確保に努めた。利息収益は、52,336円であった。 |
| 73 | 1079 | 例月出納検査に関する事務 | 生活環境部下水道経営室 | 下水道事業会計等の適正な執行 | 業務に係る公金の収納及び支払事務について、監査委員より検査を受ける。 | 監査委員からの指摘事項は特になかった。 |
| 74 | 1080 | 企業会計システム運用事務 | 生活環境部下水道経営室 | 企業会計の適正な運用管理 | 企業会計システム一式を賃借し、会計処理、固定資産等の処理を行う。 | 企業会計初年度で、会計システム操作等に時間を要したが、委託業者にシステム改修等を依頼し運用することができた。 |
| 75 | 1081 | 公用自動車管理事務 | 生活環境部下水道経営室 | 公用自動車の効率的運用 | 公用車の車検及び点検修理、保険加入等を行う。 | 適切な維持管理により、トラブルの未然防止が図れた。 |
| 76 | 1082 | サステナスクエア包括的運営管理事業 | 生活環境部サステナスクエア管理課 | サステナスクエア内の各施設管理を一本化することにより、効果的、効率的、経済的、衛生的で安全かつ円滑に業務の遂行を図る。また、令和3年度以降稼働予定の資源化施設の適切な管理を実施する。 | 可燃ごみ処理施設（375T/日）の包括的運営管理 リサイクルセンター（令和3年度稼働予定の資源化施設を含む。）の包括的運営管理 （かん類4t/5h、びん類9t/5h、ペットボトル4t/5h等） し尿処理施設の運転管理 | 可燃ごみ搬入量：70,385,100kg 資源ごみ搬入量：3,570,560kg、有害ごみ搬入量：53,630kg し尿投入量：10,956.8kl サステナスクエアの適切な運営により、市民の公衆衛生に対して重要な役割を果たした。 |